

1人1つ、
マイナンバー

平成 29 年
11 月 13 日から

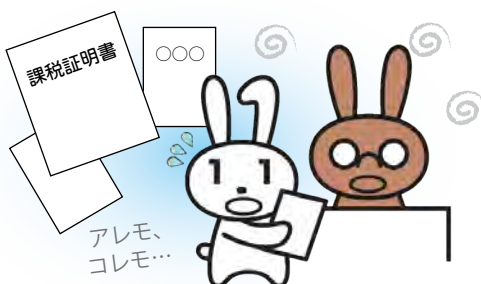
マイナンバー制度の 情報連携および マイナポータルが 始まりました

1 情報連携とは、マイナンバー法に基づき、専用のネットワークシステムを用いて、例えば市役所同士でマイナンバーをもとに個人情報をやり取りすることです。

2 各種手続きの際にマイナンバーを申請書などに記入することで、住民が市役所などに提出する必要があった書類を省略できるようになります。

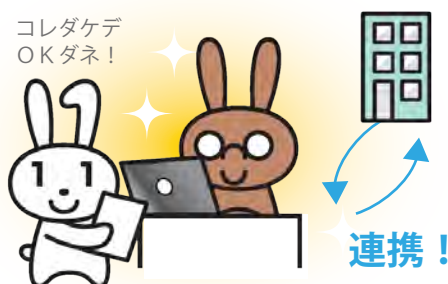
3 マイナンバーを申請書に記入する際は、マイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類およびマイナンバー確認書類をご用意ください。

書類がたくさんあって大変！



今まで必要だった添付書類が

簡単に、便利に！



情報連携により省略できます！



※事務によっては、添付書類の提出をお願いする場合があります。
※個別の事務手続きの際には、各行政機関の案内を必ずご確認ください。

● マイナポータルで何ができるの？ ●

マイナポータルは子育てなどの行政手続きがワンストップできたり、行政からのお知らせを受け取ることができるポータルサイトです。具体的な機能は次のとおりです。なお、パソコンでのご利用には、ICカードリーダーの準備が必要です。スマートフォンでのご利用には、機器のマイナンバーカード対応をご確認ください。

● やりとり履歴 (情報提供等記録表示)

あなたの個人情報を行政機関同士がやりとりした履歴を確認することができます。

● お知らせ

各種情報保有機関から配信されるお知らせを受け取ることができます。

● ぴったりサービス (行政サービス検索と電子申請)

あなたにあったサービスの検索ができたり、行政機関へのオンライン申請などができたりします。

● あなたの情報 (自己情報表示)

あなたの情報を確認することができます。

● 操作履歴

マイナポータルの操作履歴を表示して確認することができます。

マイナンバー制度について 詳しく知りたい方は

- マイナンバー制度 (社会保障・税番号制度) のホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- 特定個人情報保護委員会ホームページ
<http://www.ppc.go.jp/index.html>
- マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120-95-0178
平日 9 時 30 分～ 20 時
土日祝日 9 時 30 分～ 17 時 30 分
(年末年始を除く)

問合せ：総務課 行政係 ☎44-1111 (内線 1342)